

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金のご案内

物価高による厳しい状況にある低所得世帯を引き続き支援するため、令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に給付金を給付しています。

また、その世帯において、基準日(令和6年6月3日)時点で18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童を扶養していた場合、児童1人当たり5万円をこども加算として給付しています。

※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和6年1月2日以降に日本へ初めて入国した方がいる世帯は対象となりません。

また、令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)または均等割のみ課税世帯給付金(10万円)、令和5年度低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金(5万円)の対象となった世帯も対象となりません。

確認書の提出をお忘れではありませんか？

7月29日(月)に対象世帯へ「確認書」を送付しました。まだ提出されていない方は、必要事項を記入のうえ、**10月31日(木)まで**にご提出ください。(当日消印有効)

申請が必要な場合があります

次に該当する場合は「申請書(請求書)」を**10月31日(木)まで**に提出してください。

- ①基準日時点であま市に住民登録があり、令和6年1月2日以降にあま市へ転入した方がいる世帯
- ②令和6年6月4日(基準日の翌日)から令和6年10月31日までに出生した児童
- ③別世帯で扶養している児童(学生寮で生活している場合など)

【添付書類】

- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどのコピー)
- ・振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードのコピー)
- ・令和6年1月1日時点にお住まいの市区町村が発行する非課税証明書または課税証明書(①に該当する世帯)

給付額:1世帯当たり10万円(1回限り) 児童1人当たり5万円(1回限り)

給付時期:市が確認書等を受理してから4週間程度を目安に順次給付します。

申請期限:10月31日(木)まで(当日消印有効)

問合せ 給付金コールセンター ☎0120・313・317

令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)のご案内

定額減税の対象者のうち、定額減税可能額が実際の税額を上回ることによって、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる方に対して、その差額を定額減税補足給付金(調整給付)として給付しています。

確認書の提出をお忘れではありませんか？

7月29日(月)に対象の方へ「確認書」を送付しました。まだ提出されていない方は、必要事項を記入のうえ、**10月31日(木)まで**にご提出ください。(当日消印有効)

オンライン申請による手続きも可能です

確認書右下の二次元コードを読み取り、給付支援サービスから申請をすることができます。**10月31日(木)まで**に申請をしてください。期限を過ぎるとアクセスができなくなりますのでご注意ください。

【オンライン申請に必要なもの】

- ・給付対象者のマイナンバーカード ・スマートフォン(マイナポータルアプリ対応機種)
- ・申請者の電話番号 ・公金受取口座の情報 ・マイナンバーカードのパスワード2種類

問合せ 給付金コールセンター ☎0120・313・317